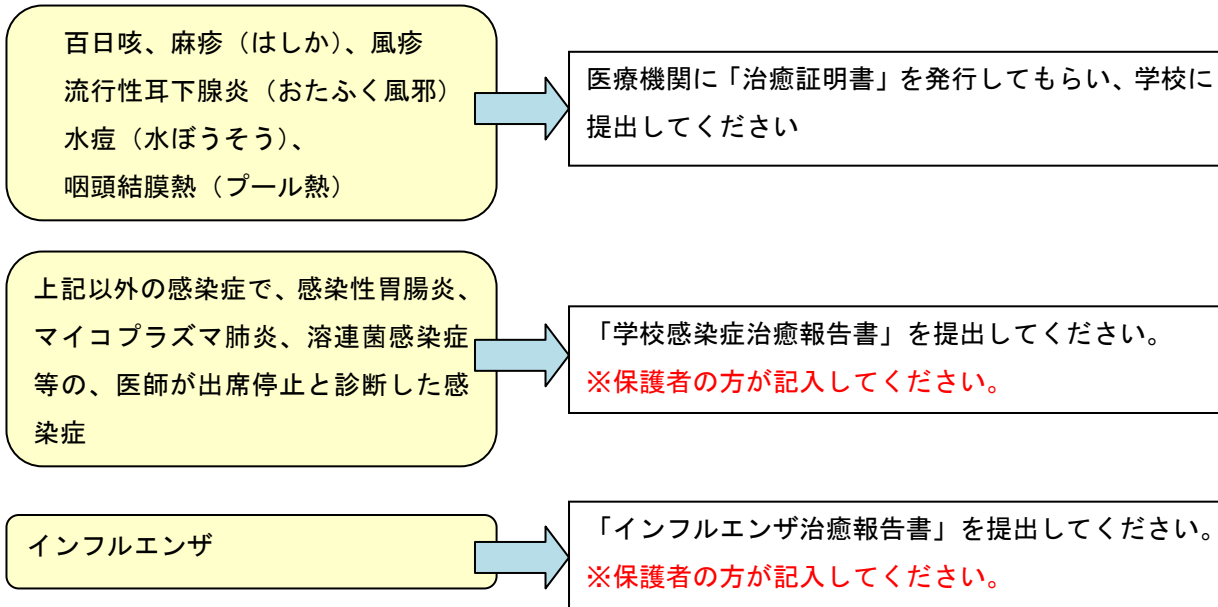


出席停止の手続きについて

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により、出席停止の扱いとなります。（欠席扱いにはなりません。）医師から診断を受けましたら、至急学校へご連絡をお願いいたします。出席停止の期間および医師の指示のもとにご家庭でしっかりと療養し、登校する際に「治癒証明書」を提出してください。



【参考】

	感染症	出席停止期間
1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 痘そう ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 南米出血熱 ジフテリア 急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ（インフルエンザH5N1）	治癒するまで
2 種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	※下記参照
3 種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症（*） *その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ 伝染性膿痂疹（とびひ）マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 アタマジラミ 伝染性軟疣腫（水いぼ）	症状により学校医その 他の医師において、 伝染のおそれがないと 認められるまで

※第2種の出席停止期間

結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで